

丸亀市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 1 1 1, 8 1 2	千円 35,671,398	千円 1,084,181	千円 9,650,903	% 27.1	% 26.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	<参考> 類似団体一 人当たり給 与額
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 897	千円 3,921,101	千円 481,125	千円 1,682,898	千円 6,085,124	千円 6,784	千円 6,443

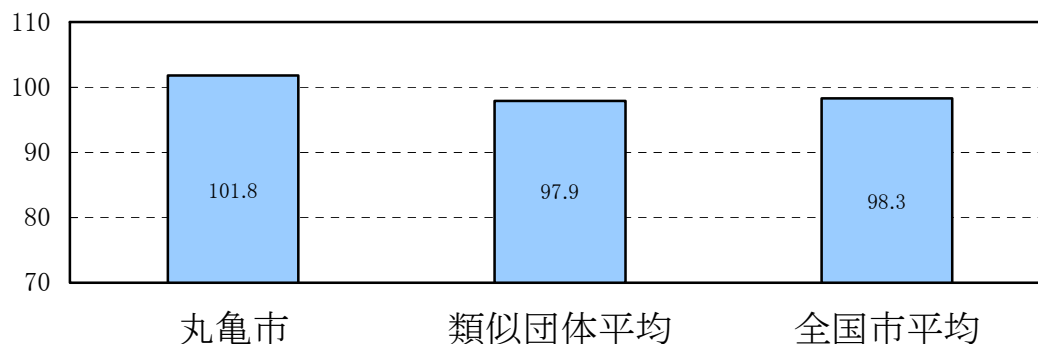
(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 特記事項

丸亀市では、厳しい財政状況のため平成18年度から19年度までの2年間の時限的措置として、一般職は補職に応じ10～2%、特別職は20%、市議会議員は5%の給料（報酬）の減額を行っています。

また、公営企業職員の給与等の状況は特殊勤務手当等を除き基本的に同様の基準であるため省略しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（20年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成17年3月22日に合併したため、5年前（平成15年）のデータは存在しない。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	46.0 歳	376,209 円	441,423 円	401,231 円
香川県	43.7 歳	345,957 円	394,818 円	366,271 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
類似団体	43.8 歳	343,153 円	405,745 円	378,371 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	45.0 歳	143 人	349,500 円	392,003 円	365,324 円
うち 清掃職員	45.6 歳	61 人	363,000 円	429,202 円	384,208 円
うち 給食調理員	46.5 歳	30 人	354,500 円	374,517 円	363,870 円
うち 校務技師	40.6 歳	13 人	318,200 円	342,623 円	334,285 円
香川県	48.1 歳	337 人	346,991 円	382,164 円	363,502 円
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	—	320,623 円
類似団体	47.3 歳	97 人	322,887 円	358,405 円	344,370 円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
丸亀市	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理従業員	43.6 歳	299,700 円	1.43
うち 給食調理員	調理師	45.4 歳	238,100 円	1.57
うち 校務技師	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.52

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C / D
丸亀市	—	—	—
うち 清掃職員	6,896,024 円	4,170,000 円	1.65
うち 給食調理員	6,200,304 円	3,261,500 円	1.90
うち 校務技師	5,593,676 円	3,227,400 円	1.73

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16～18年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※技能労務職にかかる平均給料月額は100円未満を端数処理（四捨五入）した値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	44.2 歳	356,967 円	384,007 円
香川県	45.6 歳	392,812 円	433,951 円
類似団体	43.2 歳	336,351 円	360,809 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、これら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区 分		丸亀市	香川県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	170,478 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	138,699 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	143,501 円	—
教育職	大学卒	178,800 円	190,872 円	—

香川県は、特例条例によるカット（減額措置）後の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額・平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	289,400 円	352,600 円	395,600 円
	高校卒	259,200 円	299,300 円	323,800 円
技能労務職	高校卒	257,300 円	290,800 円	322,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比
1級	1 主事補若しくは技師補の職務又はこれに相当する職務 2 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	38人	3.7%
2級	副主任の職務又はこれに相当する職務	82人	7.9%
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	267人	25.8%
4級	主査の職務又はこれに相当する職務	154人	14.9%
5級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 担当長の職務又はこれに相当する職務 3 副主幹の職務又はこれに相当する職務	345人	33.4%
6級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副課長の職務又はこれに相当する職務	107人	10.4%
7級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務	36人	3.5%
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	4人	0.4%

- (注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (19年度) 1,839 千円	1人当たり平均支給額 (19年度) 1,877 千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

丸 亀 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20％）			定年前早期退職特例措置（2～20％）		
1人当たり平均支給額 26,822千円（19年度）					
（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。					

(3) 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（20年4月分）		4,124,000円 [45,990千円]	
支給職員1人当たり平均支給月額（20年4月分）		8,700円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（20年4月分）		45.9%	
手当の種類（手当数）		20（公営企業分含む）	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1)生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者 (2)保育所に勤務する保育士	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	(1)日額400円 半日200円 (2)日額200円 半日100円
2 行旅病死人等処理手当	(1)行旅病人の処遇業務 (2)行旅死人等の処理業務	行旅病死人等の処理業務に従事したとき	(1)1件につき2,000円 (2)1件につき10,000円
3 老人ホーム業務手当	老人ホームに勤務する者 (1)看護師又は寮母（父） (2)調理員		(1)日額200円 半日100円 (2)日額150円 半日80円
4 保健業務手当	(1)保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2)看護師が訪問診療の業務に従事したとき		(1)日額200円 (2)半日100円
5 感染症防疫手当	感染症患者の収容又は消毒の業務に従事したとき		1件につき1,000円 1日につき2,000円
6 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき (1)死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2)その他の葬祭業務に従事したとき		(1)1件につき1,200円 (2)1件につき600円
7 清掃作業手当	1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき (1)路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2)くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき 2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する。 (1) 監督員 (2) 清掃指導員又は班長 (3) 副班長 (4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者 3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき		1 (1) 日額1,250円 半日630円 (2) 日額1,250円 半日630円 2 (1) 日額1,430円 半日720円 (2) 日額1,370円 半日690円 (3) 日額1,310円 半日660円 (4) 日額1,380円 半日690円 3 1件につき500円

8 汚物処理手当	1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後各 1 回以上従事したとき (2) 午前又は午後 1 回以上従事したとき	(1) 1 日につき 1,000 円 (2) 1 日につき 500 円
9 変則・不規則業務手当	競艇事業部に勤務する者が競艇開催時に業務に従事したとき	日額 800 円 半日 400 円
10 消防業務手当	1 水火災等の出動に従事したとき。 2 救急出動の業務に従事したとき。 (1) 救急救命士 (2) 上記以外 3 非番の者が招集されたとき。 4 夜間に特殊業務に従事したとき。 (1) 2 時間以上 (2) 2 時間未満	1 1 回につき 100 円 2 (1) 1 回につき 130 円 (2) 1 回につき 100 円 3 1 回につき 200 円 4 (1) 1 回につき 150 円 (2) 1 回につき 100 円
11 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額 300 円 半日 150 円
12 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	日額 400 円 半日 200 円
13 年末年始勤務手当	1 12 月 29 日から 12 月 31 日までの間において業務に従事したとき 2 1 月 1 日から 1 月 3 日までの間において業務に従事したとき	1 日額 4,000 円 半日 2,000 円 2 日額 6,000 円 半日 3,000 円
14 航路手当	航路を利用し通勤する者	1 日につき 400 円
15 企業手当	能率向上のため、企業性の発揮を必要とする業務に従事した職員（管理職員除く）	月額 給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額
16 停水処分手当	給水の停止処分に従事したとき	1 件につき 200 円
17 危険作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額 300 円 半日 150 円
	次亜塩素酸ナトリウム又はオゾンの漏えい時に事故処理作業に従事したとき	30 分未満 250 円 30 分以上 500 円
	劇物又は有害ガス発生物質を使用した水質検査	日額 300 円 半日 150 円
18 変則勤務手当	浄水場の交替勤務する職員が祝日に勤務したとき	1 回 800 円
19 徴収手当	外勤し、水道料金等の徴収業務及び検針困難箇所の再検針業務に従事したとき	1 件につき 70 円
20 非常招集手当	給配水管等の維持管理及び修繕に関する業務のため週休日及び休日の午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分まで非常招集に備えて待機したとき	1 回 1,000 円
	給配水管等の維持管理及び修繕に関する業務のため週休日及び休日以外の日午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分まで非常招集に備えて待機したとき	1 回 600 円
	給配水管等の維持管理及び修繕に関する業務のため非常招集に応じて業務に従事したとき	1 回 1,500 円

(注) 1 支給実績の [] 内は平成 19 年度普通会計決算額である。

2 表中 15～20 の特殊勤務手当は、水道企業職員に該当する特殊勤務手当である。また、企業手当については、平成 19 年度より支給を停止している。

3 支給職員 1 人当たり平均支給月額を端数処理をしている。

(4) 時間外勤務手当等

支給実績 (20年4月分)	時間外勤務手当 24,940,200円 夜間勤務手当 1,160,400円 休日勤務手当 3,000,300円 [213,144千円]
	職員 1 人当たり平均支給月額 (20年4月分) 時間外勤務手当 24,143円 夜間勤務手当 1,123円 休日勤務手当 2,904円

(注) 1 支給実績の [] 内は時間外・夜間・休日勤務手当合計の平成19年度普通会計決算額である。

(5) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年4月分)	支給職員1人当たり 平均支給月額 (20年4月分)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各6,500円 配偶者がいない場合1人目 11,000円 満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円 	同	—	9,601,500円 [100,958千円]	18,500円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 (月額12,000円を超える家賃を支払う職員) 家賃月額23,000円以下⇒家賃月額-12,000円 家賃月額23,000円超⇒(家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円 (最高限度額27,000円) 持家 月額3,500円 	異	持家 5年以内 +1,000円 5年超 国なし	4,377,100円 [56,094千円]	9,100円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用 運賃相当額 (最高限度額55,000円) 自動車等を使用 片道 2~5km未満 2,700円. 5~10km未満 5,500円 10~15 " 8,300円. 15~20 " 11,100円 20~25 " 13,900円. 25~30 " 16,700円 30~35 " 19,500円. 35~40 " 22,300円 40~45 " 25,100円. 45~50 " 27,900円 50km以上 30,700円 	異	自動車 各距離に応じ +700円~ +8,000円	5,532,700円 [50,647千円]	6,100円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長級 60,340円 (8級) 又は58,520円 (7級) 課長級 47,950 (7級) 円又は44,800円 (6級) 室長級 41,580 (7級) 又は38,850円 (6級) 副課長級 33,110円 (6級) 又は31,080円 (5級) (定額制) 	異	支給金額	6,674,400円 [95,892千円]	41,200円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同	—	121,600円 [1,461千円]	15,200円

(注) 1 支給実績の [] 内は平成19年度普通会計決算額である。

(注) 2 支給職員1人当たり平均支給月額は端数処理をしている。

5 特別職の報酬等の状況 (20年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	(776,800円) 971,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,080,000円/677,600円
	市副市長	(612,000円) 765,000円	
報酬	議長	(556,700円) 586,000円	623,000円/431,000円
	副議長	(486,400円) 512,000円	538,000円/369,000円
	議員	(434,150円) 457,000円	490,000円/339,000円
期末手当	市長	(19年度支給割合) 3.3月分	
	副市長	(19年度支給割合) 3.3月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×5×在職年数	(支給時期) 退職した日から1月以内
	市副市長	給料月額×4×在職年数	退職した日から1月以内

(注) 1 丸亀市は平成18年度から20年度にかけ、特別職20%、議員5%の時的報酬カットを実施しており、()は減額後の額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

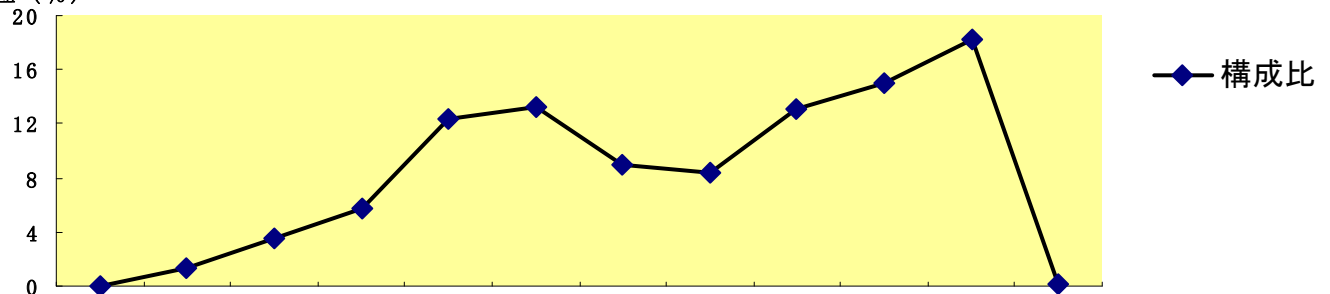
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年	平成19年	平成20年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	8	△1		
		総 務	129	117	△12		
		税 務	38	37	△1		
		民 生	272	260	△12		
		衛 生	113	106	△7		
農 林		1	0	△1			
水 産		30	29	△1			
商 工		9	9	0			
土 木		63	52	△11			
小 計		664	618	△46	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.53人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数5.50人)		
教 育 部 門	168	158	△10				
消 防 部 門	119	121	2	消防吏員7名採用			
小 計	951	897	△54	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.02人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数7.66人)			
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	48	46	△2			
	下 水 道	18	18	0			
	そ の 他	76	72	△4			
小 計	142	136	△6				
合 計		1,093	1,033	△60	<参考> 人口1,000人当たり職員数 9.24人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (20年4月1日現在)

単位 (%)



20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
未	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
満											

区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	13人	36人	60人	128人	137人	93人	87人	136人	155人	186人	2人	1033人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 平成17年3月22日に合併したため、5年前(平成14年)のデータは存在しない。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 18年4月1日～22年4月1日における定員管理の数値目標（派遣職員含む）

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 1,203	人 980	人 223	% 18.5

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	△223人 △18.5%